

広島県告示第九百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十二年十二月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	呉市音戸町藤脇三丁目九九三八番二地先から 呉市音戸町早瀬三丁目六二三三五番二地先まで	平成二十二年十一月二十五日